

平成25年6月27日

原料費調整制度に基づく平成25年8月検針分のガス料金について (群馬南地区)

東京ガス株式会社
広 報 部

東京ガス株式会社は、「原料費調整制度」に基づき、平成25年8月検針分の単位料金を、平成25年7月検針分と同額にさせていただきます。

今回の調整は、平成25年3月～平成25年5月の平均原料価格に基づくものです。

これにより、1ヵ月に41m³のガスをお使いになる標準家庭で平成25年7月検針分と、同額になります。

平成25年8月検針分に適用するガス料金については、当社ホームページ等であらかじめお知らせいたします。

1. 一般契約料金

各月のご使用量に応じてA～Cの各料金が適用されます。

(消費税込)

| 1ヵ月の ご使用量 | 料金表A 0～23m ³ | 料金表B 24～233m ³ | 料金表C 234m ³ ～ |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 基本料金 (円/月) | 724.50 | 882.00 | 2,457.00 |
| 調整単位料金 (円/m ³) | 118.30 | 111.56 | 104.82 |
| (参考) 7月 調整単位料金 | 118.30 | 111.56 | 104.82 |

2. 標準家庭における影響

(消費税込)

| 1ヵ月のご使用量 41m ³ (43.14MJ/m ³) | 平成25年 7月 | 平成25年 8月 | 増減 |
|--|----------|----------|----|
| 適用料金(円/月) | 5,455 | 5,455 | 0 |

* 平成25年4月検針分の料金から、標準家庭ガス料金は、ご家庭1件の1ヵ月あたりの平均使用量(平成18年度～平成22年度の5ヵ年平均)に基づき、料金地区ごとに算定するよう変更いたしました。

3. 原料価格の変動

| (円/t) | | | |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------|
| | 平成25年2月～平成25年4月の平均 (7月検針分) | 平成25年3月～平成25年5月の平均 (8月検針分) | 対前期 差額 |
| 平均原料価格(a) | 18,210 | 18,210 | 0 |
| LNG | 80,780 | 82,500 | 1,720 |
| 基準平均原料価格(b) | 11,380 | | |
| 差額(a-b) | 6,800 | 6,800 | 0 |

- * LNG価格は貿易統計値。
- * 平成25年3月～平成25年5月の平均原料価格は原料費調整制度の上限値18,210円(基準平均原料価格11,380円×1.6)を超えたため、18,210円を平均原料価格としています。
- * 平均原料価格と基準平均原料価格との差額(a-b)は100円未満切捨て。

4. 単位料金調整額の算定方法

<原料価格の変動による単位料金調整額の算定>

■平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格(貿易統計値)} &= 82,500 \times 0.27^* \\ &= 22,275.00 \\ &\quad \downarrow (10\text{円未満四捨五入}) \\ &= 22,280 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

- *1 0.27は液化天然ガス(LNG)の混入比率
- *2 平均原料価格が原料費調整制度の上限値18,210円を超えたため、以後の原料価格変動額の算定、単位料金調整額の算定では、18,210円を平均原料価格とします。

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} 18,210 \text{ 円/t} - 11,380 \text{ 円/t} &= 6,830 \text{ 円/t} \\ &\quad \downarrow (100\text{円未満切捨て}) \\ &= 6,800 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

■単位料金調整額(m³当たり調整額)の算定

$$\begin{aligned} \text{単位料金調整額} &= 6,800 \text{ 円} / 100\text{円} \times 0.0798^* \\ &= 5.42 \text{ 円} \quad (\text{小数点第3位切捨て}) \end{aligned}$$

- * 変動額100円につき単位料金を0.0798(0.076×1.05)円調整します。

<標準家庭における影響>

| (消費税込) | | | |
|--|----------|----------|----|
| 1ヵ月のご使用量 41m ³ (43.14MJ/m ³) | 平成25年 7月 | 平成25年 8月 | 増減 |
| 適用料金(円/月) | 5,455 | 5,455 | 0 |

* 標準家庭料金の計算方法

群馬南地区

$$\begin{aligned} \text{本体料金(税込)} &= \text{基本料金}(882.00\text{円}) \\ &+ \text{調整単位料金}(106.14\text{円}) + 5.42 \text{ (円)} \times 41\text{m}^3 \\ &\quad \uparrow \text{料金改定時の基準単位料金} \quad \uparrow \text{単位料金調整額(税込)} \end{aligned}$$

・小数点以下切捨て

[参考]

原料費調整制度の概要

- ・ 為替レートや原油価格の変動等による原料価格の変動に応じて、毎月ガス料金の単位料金(ガス1m³当たりの単価)を調整する制度です。
- ・ 「基準平均原料価格(11,380円/t)」と「平均原料価格(料金適用月の5ヵ月前から3ヵ月前の3ヵ月平均におけるLNGの輸入価格より算定)」との差額に基づいて、原料価格の変動100円につき、ガス1m³当たり0.0798円(0.076円に1.05(消費税)を乗じた値)単位料金を調整いたします。
- ・ 原料価格の変動については、LNGの貿易統計実績によります。
- ・ 料金の大幅な上昇を避けるため、「平均原料価格」が18,210円(上限値)を超えた場合には、「平均原料価格」は18,210円としてガス料金の調整を行います。